

4. ■ 契約書面の取り扱い

日本海運集会所の 標準契約書式の取扱い

○ 日本海運集会所の標準契約書式とは

(一社)日本海運集会所は、内航海運業に係る業務に関して契約を締結した際に、契約書等に記載しなければならない事項である「法定記載事項」を反映した標準契約書式を作成しています。

法定記載事項とは、内航海運業法施行規則第11条の4第2項において、内航海運業に係る業務に関して契約を締結した際に、契約書等に記載しなければならない事項(法定記載事項)として規定しているものを指します。

運賃・用船料等に関連する主な法定記載事項には、「提供する役務の範囲」、「期間及びその対価」、「提供する役務に係る費用を負担する者」、「荷役作業その他の内航海運業に附帯する業務を行う者及び当該業務に係る費用を負担する者」、「損害賠償の責任」があります。

○ 標準契約書式を利用しない場合に想定される課題やリスク

特約追加: 荷役付帯作業の責任区分の変更など作業に関わる特約が追加されると、内航海運業の範囲を超えて無償で作業を行うなど、作業に見合った適正な原価を収受できない恐れがあります。

条文削除: オーバータイムの設定やオフハイヤーの免責事項など、運賃・用船料等に関わる条文が削除されると、作業の提供に対する適正な原価を収受できない恐れがあります。

○ 望ましい対応と考え方

日本海運集会所においては、法定記載事項を反映した標準契約書式を作成しており、契約締結にあたっては、法定記載事項の抜け漏れを防ぐため、標準契約書式を活用することが推奨されます。

また、特約追加や独自の契約書を使用する場合においては、一方が不利な契約内容とならないよう、標準契約書式に記載されている項目・内容や「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」、本書等を参考に契約書を作成することが望ましいです。

保安協定書の取扱い

○ 保安協定書とは

棧橋における積荷および揚荷作業に関する安全確保について、一部の荷主とオペレーターの間で締結される協定書です。

保安協定書の目的は、

- ① 棧橋での荷役作業における荷主とオペレーターの責任範囲の明確化
- ② 荷役作業に関する作業の安全、設備の保安、環境の保全、公共の安全の確保です。

保安協定書は、法的拘束力を有する(契約書と同様に当事者の作業責任を規定する)ため、仮に運送契約書に定めのない荷役作業などであっても、保安協定書で受注者側の責任として定められている場合は、双方が合意していれば、法的に有効となります。

○ 保安協定書において想定される課題やリスク

想定外の費用負担: 運送契約書に明記されていない荷役作業が保安協定書で受注者の責任として明記された場合、運賃・個別料金として収受できず、自社で費用を負担することとなる恐れがあります。

想定外の賠償責任: 運送契約書と保安協定書の荷役作業の責任範囲に齟齬がある場合、契約履行時や事故発生時に責任の所在を巡って法的なトラブル(賠償責任等)が発生する恐れがあります。

○ 望ましい対応と考え方

保安協定書に記載の作業内容や責任は、運送契約書にも運賃や個別料金と併せて明記することが望ましいです。

内航海運業法第9条第1項では、内航海運業に係る業務に関して**契約を締結したときは、役務の範囲や対価などを記載しなければならない**と定めています。運送契約書に記載がなく、保安協定書にのみ一部作業を記載することは、本来の運送契約書の締結の趣旨に沿いません。

このため、**現行の保安協定書の内容を改めて確認のうえ、必要に応じて発注者との再協議を経て、保安協定書に記載される作業内容や責任を運送契約書に記載するとともに、運賃や個別料金を記載することが望ましい**です。

また、保安協定書と同様に発注者と受注者の契約の一部になる運送約款についても、整合性が確保されることが望ましいです。

定期用船契約の用船料の取扱い

○ 定期用船契約とは

定期用船契約とは、「当事者の一方が艤装した船舶に船員を乗り組ませて当該船舶を一定の期間相手方の利用に供することを約し、相手方がこれに対してその傭船料を支払うことを約することによってその効力を生ずる」契約です。（商法第704条）

○ 定期用船契約において想定される課題やリスク

用船料交渉の不安定化：用船契約において契約期間全体の用船料が未設定で、覚書で定期的に用船料を決定する場合、用船料交渉において発注者から一方的に不利な条件を強いられたり、交渉が決裂すると契約を解除させられる恐れがあります。

無償契約とみなされるリスク：用船契約において契約期間全体の用船料が未設定で、覚書で定期的に用船料を決定する場合、当該契約書は無償の使用契約とみなされる恐れがあります。

○ 望ましい対応と考え方

内航海運業法第9条第1項では、内航海運業者は、内航海運業に係る業務に関して契約を締結したときは、当該契約の相手方に対し、**提供する役務の範囲や対価などを記載した書面を交付しなければならない**と定められています。

定期用船契約書では、**契約期間全体をカバーするよう、一定の見通しを立てて契約期間全体の用船料を設定することが望ましい**です。

そのうえで、物価変動等に応じて適宜用船料を見直す旨を契約書に記載することが望ましいです。